

鈴鹿市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

鈴鹿市長

末松則子

鈴鹿市条例第34号

鈴鹿市行政組織条例の一部を改正する条例

鈴鹿市行政組織条例（平成8年鈴鹿市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(部の設置) 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。 (1)～(3) 略 <u>(4) 技術監理部</u> <u>(5)～(12)</u> 略 (部の事務分掌) 第3条 各部の主な事務分掌は、次の表のとおりとする。	(部及び課の設置) 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び技術監理契約課を設ける。 (1)～(3) 略 <u>(4)～(11)</u> 略 (部及び課の事務分掌) 第3条 各部の主な事務分掌は、次の表のとおりとする。
部	主な事務分掌
略	略
総務 部	略
技術 監理 部	<u>(1) 入札及び調達に関するこ</u> <u>と。</u> <u>(2) 工事の検査に関するこ</u>
部	主な事務分掌
略	略
総務 部	略

	<p><u>と。</u></p> <p><u>(3) 工事の技術管理に関すること。</u></p> <p><u>(4) 公共施設の整備、再編及び活用に関すること。</u></p>		
略	略	略	略
都市 整備 部	(1)～(7) 略	(1)～(7) 略	<p><u>(8) 公共施設の建築及び修繕</u></p> <p><u>に関すること。</u></p>

2 技術監理契約課の主な事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 入札及び調達に関すること。
- (2) 工事の検査に関すること。
- (3) 工事の技術管理に関すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。